

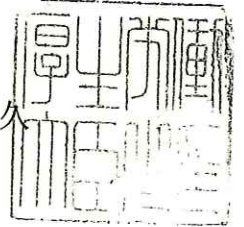


厚生労働省発生食0817第3号
平成28年8月17日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に
ついては、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影
響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき
定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の（6）に示す「クマホス試験
法」を改定すること。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（クマホス試験法）

1. 経緯

動物用医薬品クマホスに係る食品の規格基準については、ポジティブリスト制度の導入に伴い、食品に含有されるものであってはならないものとする規格基準が設定されている。

当該成分の試験法については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において示されているが、この試験法は畜水産物の全般に渡ってその試験法の性能が評価されたものではないため、新規に試験法を開発したものである。

なお、今般の照会は、食品、添加物等の規格基準におけるクマホスの残留基準を改正することに対するものではなく、あくまで管理手法の適正化のために試験法を定めることに対するものである。

2. 今後の方針

クマホス試験法については食品安全委員会の回答を受けた上で、告示の改正に係る所要の手続を進めることとする。